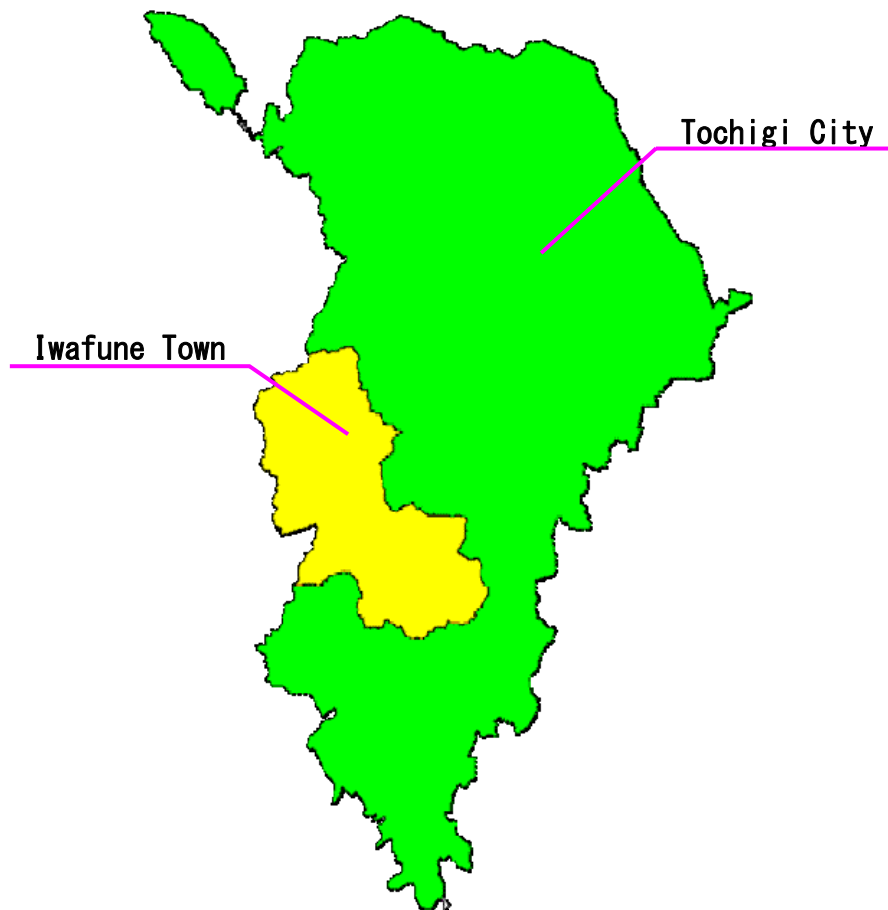


第4回

栃 木 市・岩 舟 町

合併協議会

会 議 資 料



日時：平成24年2月17日（金）午後2時00分

会場：栃木市藤岡遊水池会館 大会議室

目 次

議 事

(1) 審議事項

議案第 8 号	合併協議スケジュールについて	P 1
---------	--------------------------	-----

(2) 協議事項

協議第 2 号	合併協定項目 1	合併の方式について	P 3
協議第 3 号	合併協定項目 2	合併の期日について	P 5
協議第 4 号	合併協定項目 3	新市の名称について	P 7
協議第 5 号	合併協定項目 4	新市の事務所の位置について	P 9
協議第 6 号	合併市町村基本計画の策定方針（案）について	P 14	

その他

(1) 今後の会議日程について	P 18
---------------------------	------

(2) 事務局職員異動について	P 19
---------------------------	------

議案第 8 号

合併協議スケジュールについて

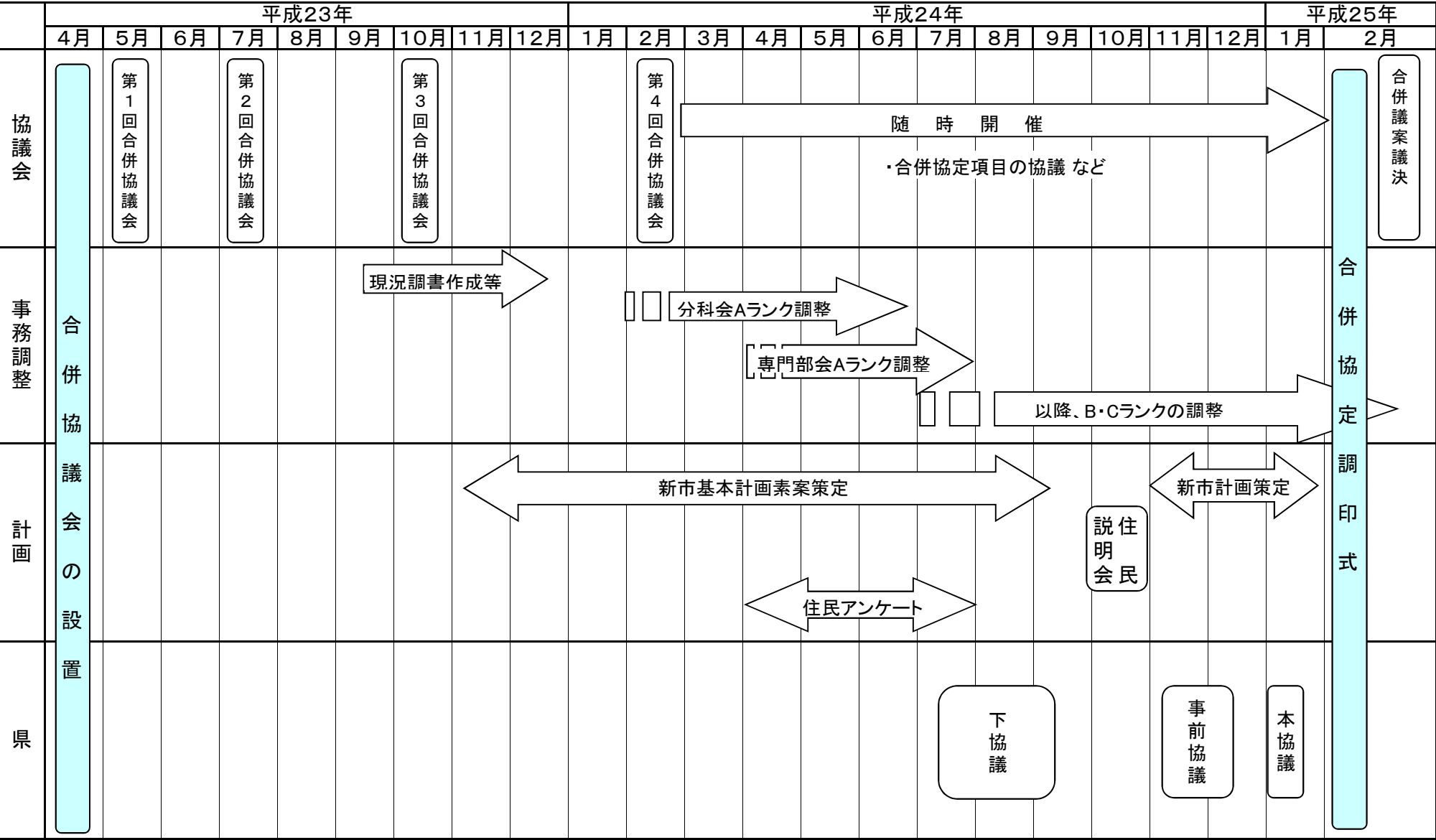
合併協議スケジュールについて、別紙のとおり提案する。

平成 2 4 年 2 月 1 7 日

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

栃木市・岩舟町合併協議スケジュール



※ 調印式後の日程は調整中

協議第 2 号

合併協定項目 1 合併の方式について

合併の方式について、協議を求める。

平成 2 4 年 2 月 1 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 合併の方式
調整方針	

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 合併の方式	関 係 項 目	
調整の方針			
項 目	新 設 合 併	編 入 合 併	
定 義	二以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。	
市町村の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて合併と同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。	
首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてのその身分を失う。	
議員の身分	原則としては、首長と同じく合併と同時にすべての議員がその身分を失い、新しい市町村による選挙で選任される。ただし、定数、任期等については合併特例法による特例あり。	首長と同様に編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員は、原則としてその身分を失う。ただし、定数、任期等については合併特例法による特例あり。	
一般職の職員の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により編入する市町村に引き継がれる。	
特別職の取扱い	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 ※行政委員会の委員のうち下記については、新市長の就任を待たず、正規の手続による委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。 ○教育委員会 ○選挙管理委員会 ○農業委員会 ○固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職は職員の身分に変更なく、編入される市町村の特別職はすべてその身分を失う。	
条例・規則等の取扱い	合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。	
合併市町村基本計画	合併関係市町村全域に係る計画を作成する必要がある。	少なくとも、編入される市町村の区域についての計画を作成する必要がある。	

協議第 3 号

合併協定項目 2 合併の期日について

合併の期日について、協議を求める。

平成 2 4 年 2 月 1 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 合併の期日
調整方針	

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 合併の期日	関 係 項 目	
調整の方針			
留 意 事 項			備 考
1 市町村が合併するためには、関係団体の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出(都道府県)、総務大臣が官報に告示など、様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。 2 期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業・公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断し、期日を決めることが望ましい。 3 事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。			

協議第 4 号

合併協定項目 3 新市の名称について

新市の名称について、協議を求める。

平成 2 4 年 2 月 1 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 3 新市の名称
調整方針	

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	3 新市の名称	関 係 項 目	
調整の方針			
項 目	新 設 合 併	編 入 合 併	
新市の名称	現在の市町村の法人格が消滅し、新たな市町村として1つの法人格が発生するため、新市町村の名称を新たに定める必要がある。名称の定め方については、法律上、特に規定が無いことから、基本的には自由に定めることができるが、既存の市町村の名称と同一とならないよう配慮が必要である。	編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することもできる。	

協議第 5 号

合併協定項目 4 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、協議を求める。

平成 2 4 年 2 月 1 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 4 新市の事務所の位置
調整方針	

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	4 新市の事務所の位置				関係項目	
調整の方針						
現 況						
栃 木 市					岩 舟 町	
本 庁	大平総合支所	藤岡総合支所	都賀総合支所	西方総合支所		
・ 住所 栃木市入舟町 7 番地 26 号	・ 住所 大平町富田 558 番地	・ 住所 藤岡町藤岡 1022 番地 5	・ 住所 都賀町家中 5982 番地 1	・ 住所 西方町本城 1 番地	・ 住所 岩舟町大字静5132番地 2	
・ 施設規模 本庁舎… 地上 4 階 別館… 地上 2 階 第 2 別館…地上 2 階 福祉庁舎…地上 2 階	・ 施設規模 本館… 地上 2 階 新館… 地上 3 階 別館… 地上 3 階	・ 施設規模 本館… 地上 3 階 議会棟…地上 3 階 別館… 地上 3 階 東館… 地上 2 階	・ 施設規模 本館…地上 3 階 別館…地上 2 階 (1 階車庫)	・ 施設規模 本館… 地上 2 階 議会棟…地上 2 階 保健センター … 地上 2 階	・ 施設規模 本館… 地上 3 階 別館… 地上 3 階 東庁舎… 地上 2 階 福利厚生棟…地上 1 階	
・ 敷地面積 9, 794. 86 ㎡	・ 敷地面積 3, 959. 22 ㎡	・ 敷地面積 6, 505. 40 ㎡	・ 敷地面積 2, 550. 64 ㎡	・ 敷地面積 3, 089 ㎡	・ 敷地面積 6, 677. 90㎡	
・ 延床面積 本庁舎… 4, 368. 18 ㎡ 別館… 1, 109. 38 ㎡ 第 2 別館… 528. 68 ㎡ 福祉庁舎… 770. 98 ㎡ 計…6, 777. 22 ㎡	・ 延床面積 本館…1, 061. 90 ㎡ 新館…1, 213. 98 ㎡ 別館…1, 212. 85 ㎡ 計…3, 488. 73 ㎡	・ 延床面積 本館… 1, 123. 44 ㎡ 議会棟…1, 186. 14 ㎡ 別館… 715. 51 ㎡ 東館… 284. 40 ㎡ 計… 3, 309. 49 ㎡	・ 延床面積 本館… 1, 496. 87 ㎡ 別館… 602. 00 ㎡ 計… 2, 098. 87 ㎡	・ 延床面積 本館…1, 692 ㎡ 議会棟…294 ㎡ 計…1, 986 ㎡	・ 延床面積 本館… 1, 085. 92 ㎡ 別館… 440. 00 ㎡ 東庁舎… 446. 46 ㎡ 福利厚生棟… 127. 72 ㎡ 計… 2, 100. 10 ㎡	

栃 木 市					岩 舟 町
本 庁	大平総合支所	藤岡総合支所	都賀総合支所	西方総合支所	
・ 駐車場 104 台 ・ 竣工 本庁舎 新築 S35. 1. 15 増築 S55. 4. 増築 S63. 11. 1 別館 新築 T10. 11. 1 第 2 別館新築 T14. 2. 15 増築 S42. 3. 31 福祉庁舎新築 S59. 10. 1 取得 H16. 3. 22	・ 駐車場 29 台 ・ 竣工 本館 新築 S34. 1. 31 増築 S41. 5. 13 増築 S44. 3. 31 新館 新築 S52. 3. 31 別館 新築 S58. 3. 14	・ 駐車場 66 台 ・ 竣工 本館 新築 S35. 11. 1 増築 S46. 3. 10 改修 S57. 12. 23 議会棟 新築 S57. 3. 31 別館 新築 H 4. 5. 11 東館 新築 S48. 10. 売買 H14. 10. 29 改築 H15. 9. 24	・ 駐車場 11 台 ・ 竣工 本館 新築 S34. 3. 14 増築 S42. 8. 15 増築 S46. 12. 31 増築 S55. 3. 31 増築 H 8. 2. 2 別館 新築 S59. 2. 13	・ 駐車場 105 台 ・ 竣工 本館 新築 S55. 10. 1 増築 S61. 10 増築 H 2. 10 議会棟 新築 S55. 10. 1 保健センター 新築 S60. 4. 1	・ 駐車場 130台 ・ 竣工 本館 新築 S34. 2. 5 別館 新築 H 3. 3. 31 東庁舎 新築 S34. 3. 31 福利厚生棟 新築 H11. 2. 28

項 目	新 設 合 併	編 入 合 併
事務所の位置	新たに定める。 ・分庁方式（部等の単位で各庁舎に分割して配置する方式。建設部は〇〇庁舎、福祉部は△△庁舎 等 ） ・総合支所方式（総務、企画、議会等の部門を除き、基本的に本庁舎と同等の部署を支所に配置する方式） ・支所方式（住民サービス部門(福祉関係の申請、税、住民票等の担当部署)を配置する方式)	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。

事務所の位置に関する法令

(地方公共団体の事務所の位置)

第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第 1 項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

(支庁・地方事務所・支所等の設置)

第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第 4 条第 2 項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

○地方自治法 （昭和 22 年法律第 67 号）

県 内 の 合 併 事 例

新市町名	合併日	合併関係市町村名	合併の方式	庁舎の位置	新市の名称	事務所の設置方式
栃木市	平成23年10月1日	栃木市、西方町	編入	栃木市役所	協議会で決定	総合支所方式
栃木市	平成22年3月29日	栃木市、大平町、 藤岡町、都賀町	新設	栃木市役所	協議会で決定	総合支所方式
真岡市	平成21年3月23日	真岡市、二宮町	編入	真岡市役所	協議会で決定	支所方式
宇都宮市	平成19年3月31日	宇都宮市、上河内町、 河内町	編入	宇都宮市役所	協議会で決定	総合支所方式（地域行政センター） ※条例により特別職の地域担当「参 与」及び「地域自治会議」を設置
日光市	平成18年3月20日	日光市、今市市、足尾 町、栗山村、藤原町	新設	今市市役所	公募、協議会の選考	総合支所方式
下野市	平成18年1月10日	南河内町、石橋町、 国分寺町	新設	国分寺町役場	公募、協議会の選考	分庁方式
鹿沼市	平成18年1月1日	鹿沼市、栗野町	編入	鹿沼市役所	協議会で決定	総合支所方式採用後、窓口業務の受付 を中心に扱う出張所
大田原市	平成17年10月1日	大田原市、湯津上村、 黒羽町	編入	大田原市役所	協議会で決定	支所方式 合併特例法に基づく地域審議会を設置
那須烏山市	平成17年10月1日	南那須町、烏山町	新設	烏山町役場	公募、協議会の選考	分庁方式
那珂川町	平成17年10月1日	馬頭町、小川町	新設	馬頭町役場	公募、協議会の選考	総合支所方式 ※条例により「まちづくり審議会」を 設置
さくら市	平成17年3月28日	氏家町、喜連川町	新設	氏家町役場	公募、協議会の選考	支所方式
佐野市	平成17年2月28日	佐野市、田沼町、 葛生町	新設	佐野市役所	首長による協議後、 協議会で承認	分庁方式
那須塩原市	平成17年1月1日	黒磯市、西那須野町、 塩原町	新設	黒磯市役所	公募、協議会の選考	総合支所方式

協議第 6 号

合併市町村基本計画の策定方針（案）について

合併市町村基本計画の策定方針を別紙のとおり定めることについて、承認を求める。

平成 2 4 年 2 月 1 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

平成 年 月 日承認

合併市町村基本計画の策定方針（案）

1. 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」により定められた趣旨に基づき、栃木市と岩舟町の合併後の新市の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、新市の速やかな一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮して策定する。

2. 計画の名称

本計画の名称は「新市まちづくり計画」とする。

3. 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりの基本方針、それを実現するための主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成する。

4. 計画の期間

本計画の期間は、新市の基盤を形成するために、合併後10年間について定めるものとする。

5. 計画策定の基本的な考え方

本計画の策定に当たっては、次の事項を基本的な考え方とする。

- (1) 本計画の基本方針を定めるにあたっては、新市を一体的に捉え、将来を見据えた中長期的な視点に立つものとする。
- (2) 本計画の策定にあたっては、「栃木市・西方町新市まちづくり計画」及び「岩舟町第5次振興計画」を基本とし、合併の目的に鑑み、住民サービスの維持向上を念頭に、合併の効果を発揮できる取り組みを検討するとともに、単にハードのみならず、ソフト面にも配慮する。
- (3) まちづくりの方針については、両市町が取り組んできたまちづくりを活かすことができるよう検討するものとし、それぞれの特性や課題を、新市としての特性や課題として整理し、それらを元に定めるものとする。
- (4) 公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域間のバランス、財政事情等を考慮しながら、逐次実施していくものとする。
- (5) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市においても健全な財政運営が行われるよう十分に留意して策定するものとする。
- (6) 協議会だよりやホームページ等を通じ、協議状況を公開していくとともに、適宜、住民アンケートや住民説明会を行い、住民意向の把握に努めるものとする。

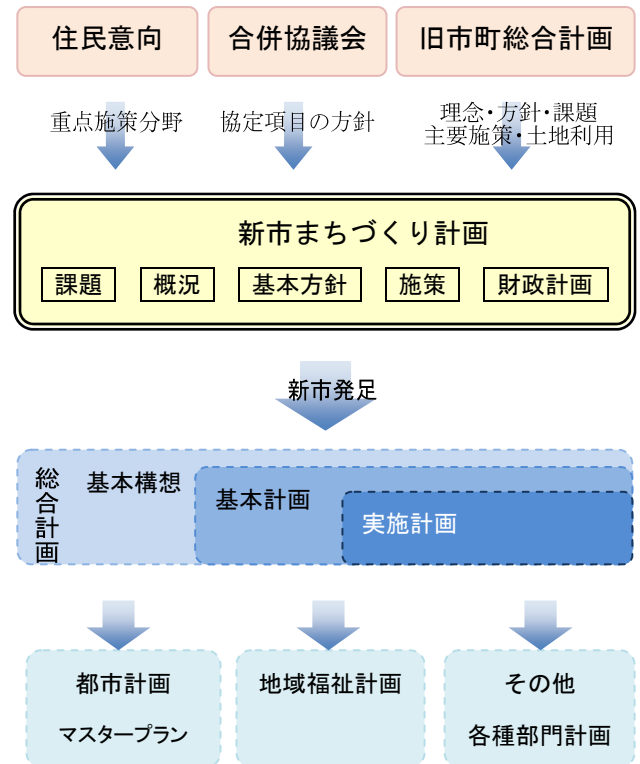
合併市町村基本計画策定に関する参考資料

1. 合併市町村基本計画とは

市町村の合併の特例に関する法律（以下「改正合併特例法」という。）に規定する合併市町村基本計画（以下「新市まちづくり計画」という。）は、合併協議会が作成するものであり、改正合併特例法に基づく財政支援措置を新市が受けるためには、この計画の策定が前提となります。

その策定にあたっては、両市町の総合計画等を尊重し、まちづくりや施策、事業の継続性を考慮する必要があるとされています。

また、市町村の合併に際し、住民に対して新市の将来に関するビジョンを示すものであり、合併後の新市のマスタープランとしての役割を果たすものです。



2. 新市まちづくり計画の内容

新市まちづくり計画の内容は、基本的には合併協議会において関係市町村の実情に応じ自主的に策定されるものですが、改正合併特例法第6条第1項において、計画に盛り込むべき事項が例示されています。

- ① 新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
- ② 新市または県が実施する新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
- ③ 公共施設の統合整備に関する事項
- ④ 新市の財政計画

また、同第2項の規定により、新市まちづくり計画は、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図ることを目的とし、新市の一体性の確立及び住民福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならないとされています。

また、総務省より合併市町村基本計画の目次構成として次のような参考例が示されていますので、総務省の例示や県内の先行事例を参考に内容を構成することになります。

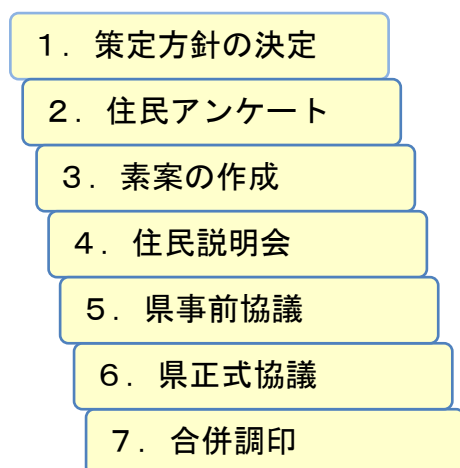
I 序論 ①合併の必要性 ②計画策定の方針 II 合併関係市町村の現況 ①位置と地勢、面積、土地利用状況 ②人口と世帯数、主要産業など III 主要指標の見通し IV まちづくりの基本方針 ①新市の将来像（まちづくりの将来像・具体的な目標） ②施策分野別の基本方針、地域別整備の方針 ③土地利用の方針など	V 新市の施策 ①保健・医療・福祉の充実 ②教育・文化の振興 ③産業の振興 ④環境の整備 ⑤都市基盤の整備 ⑥行財政運営の効率化など VI 新市における都道府県事業の推進 VII 公共的施設の適正配置と整備 VIII 財政計画
--	--

3. 計画策定の手順および体制

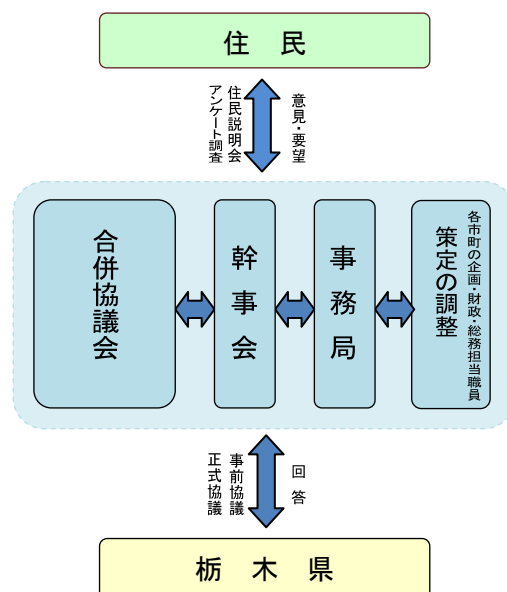
新市まちづくり計画の作成手続きについては、改正合併特例法第6条で規定されています。その作成にあたっては、合併協議会が行うこととされており、策定手順は以下のとおりとします。

また、新市まちづくり計画案は、正副会長会議、幹事会を経て合併協議会に提案するものとします。案の作成については、両市町の企画・財政・総務担当の職員と事務局との連携により作業を進めます。

【策定手順】



【策定体制】



今後の会議の日程について

日 時	場 所	会 議 名
平成24年3月29日(木) 午後 2時00分から	岩舟町健康福祉センター 遊楽々館	第5回合併協議会
平成24年5月23日(水) 午後 2時30分から	栃木市保健福祉センター	第6回合併協議会
平成24年7月20日(金) 午後 2時00分から	栃木市保健福祉センター	第7回合併協議会
平成24年8月27日(月) 午前 10時00分から	栃木市役所正庁	第8回合併協議会
平成24年9月26日(水) 午後 2時00分から	岩舟町健康福祉センター 遊楽々館	第9回合併協議会
平成24年11月12日(月) 午後 2時00分から	栃木市国府公民館	第10回合併協議会
平成25年1月17日(木) 午前 10時00分から	栃木市大平総合支所 大会議室	第11回合併協議会
平成25年2月14日(木) 午後 3時00分から	栃木市サンプラザ	第12回合併協議会・合併調印式

事務局職員異動について

○栃木市・岩舟町合併協議会事務局

職 名		氏 名	所 属
事務局長		小保方昭洋	栃木市
総務計画班	総務チームリーダー	山野井広実	岩舟町
	計画チームリーダー	天海俊充	栃木市
	班 員	糸井孝王	栃木市
	班 員	上岡誠志	栃木市
事務調整班	事務調整第1チームリーダー	深津 勝	岩舟町
	事務調整第2チームリーダー	鈴木健司	栃木市
	班 員	栗原 健	岩舟町
臨時職員		大塚久美子	